

「IAJapan認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針」第7版改正案にかかるご意見及び回答

ご意見	回答
<p>①今回の改定で、似たような表現（一般論的な「確認」と、具体的な「様式を確認」が2段階に分かれて書かれていた）を、一般的な記述だけにしたのは良いと思います。</p> <p>しかしながら、残した表現「認定のシンボルの使用及び認定の主張等を」では、「認定のシンボルの使用」と「認定の主張等」の両方を希望する場合のみ、確認と許可が必要で、片方だけでは不要に読めませぬ。消した部分では、「及び／又は」と書かれていて、いずれか片方でも手続きが必要でしたが。そのように解釈して良いでしょうか？</p>	<p>①ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、いずれか片方だけでも手続きが必要ですので、「認定のシンボルの使用及び認定の主張等を」を「認定のシンボルの使用及び／又は認定の主張等を」に修正します。</p>
<p>②今回、改正されて部分ではありませんが、「報告書等並びにインターネット、パンフレット、広告又はその他の文書等で」とありますが、厳密な書き方としては、「報告書等若しくはインターネット、パンフレット、広告又はその他の文書等で」（報告書等が用途が違うことを考えると、この表現）、あるいは、（あっさりとして）「報告書等、インターネット、パンフレット、広告又はその他の文書等で」ではないでしょうか。</p>	<p>②ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり「報告書等並びにインターネット、パンフレット、広告又はその他の文書等で」を「報告書等、インターネット、パンフレット、広告又はその他の文書等で」に修正します。</p>
<p>③ISO/IEC 17011:2017の4.3項では、認定シンボルについては細かく記述されていますが、「認定の地位の主張」や「言及」、「表明」については、誤解を生まないことや認定範囲外で行ってはならないこと、認定機関が、そのことについての要求事項を定めていることが規定されているだけです。</p> <p>「認定シンボル」については、17011の要求事項を踏まえて、IAJapanとして、細かく規定した文書を定めておく必要があると思いますが、「認定の主張」に関しては、認定契約書で規定している「甲は、認定が授与されている範囲に関してのみ認定を主張できる。」で根幹部分は十分に思います。</p> <p>例えば、実施している試験・校正業務に既認定と未認定が混在しているような場合の、報告書等での記載方法や、広報媒体での書き方を説明するのは有用だと思いますが、それについて、細かく確認を求めると許可を与える手順を定める必要はないのではないのでしょうか。</p> <p>もちろん、認定審査や第三者からの苦情が入った場合には認定事業者に対して改善（悪質な場合には認定取り消し）を求めれば良いのではないのでしょうか。</p>	<p>③ご意見ありがとうございます。</p> <p>ISO/IEC 17011 4.3.3項では「認定シンボルの使用及び認定の地位の主張を管理する文書化した方針をもたなければならない」と定められておりますので、細かな確認や許可が必要な程度につきましては、いただいたご意見や認定機関としてのリスク及び認定シンボル及び認定への言及に関する要求事項を当該方針に含めることが求められていることなどを踏まえて、わかりやすい表現になるよう、今後検討してまいります。</p>